

内閣官房
まち・ひと・しごと創生本部事務局
非常勤職員募集要項

1. 採用内容

- (1) 採用予定人数：1名
- (2) 採用予定日：平成28年4月1日以降
- ※ 詳細については、相談の上決定

2. 業務内容

まち・ひと・しごと創生本部事務局における政策の企画・立案及び施策実施に関する事務（特に、地方の中小企業や地域産業等に対する支援、地方創生を担える人材の育成業務等）。

3. 応募資格

大卒以上の学歴（又は同等以上の学力）を有すること。また、地方の中小企業や農水産業をはじめとする地域産業等に対する支援業務や相談業務、地域の人材育成に関する支援業務や調査研究業務等に携わった経験があり、地方の創生に関する施策の企画・立案・調査・分析及び施策実施を行う能力を有するとともに、新たな知識を積極的に得る意志を有すること。

なお、以下に該当する者は応募できませんので、予めご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることが無くなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - ・ 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、国家公務員法第109条から112条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 応募方法

- (1) 提出書類
 - ① 志望動機（A4用紙1～2枚程度、記載形式自由）
 - ② 履歴書1通
 - ・ 書式自由
 - ・ カラー写真（6ヶ月以内に撮影したもの）貼付

- ・職務履歴（期間、勤務先、職種、詳細な業務内容等）を記載
- ・日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記

③ 最終学歴を証明できるものの写し（卒業証書等。写しで可。） 1通

※ 応募書類は返却いたしません。（責任をもって廃棄します。）

(2) 書類提出先及び問い合わせ先

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

電話 03-6257-1418 担当：中島、佐藤(美)、宇都宮

(3) 応募締切

平成28年3月10日（木）18：15必着（持参可）

5. 選考委員により、以下の方法で選考を行います。

① 1次選考 書類審査

※ 書類審査結果の通知は、3月11日（金）頃を予定しています。

② 2次選考 面接審査

※ 書類審査（1次選考）の合格後、面接（2次選考）の日時・場所等をご連絡させていただきます。

6. 勤務条件

① 勤務地：東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

② 勤務時間等：週5日 1日5時間45分

（10：00～12：00、13：30～17：15）

土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休み

③ 任期：採用日から約2年間

※ なお、勤務状況によって任期更新もあり得ます。

④ 給与等：一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、学歴、

就職後の経験年数等を勘案し、常勤職員との権衡を考慮して支給

※ 賞与・昇給はありません。

※ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険適用はありません。

※ 年次有給休暇は、6ヶ月後に次の1年間分として、10日付与（全勤務日の8割以上勤務した場合）

7. 留意事項

採用後、当該非常勤職員の現に所属するか又は過去2年間に属していた事業者等については、当該非常勤職員が妥当性評価及び助言等を行う調達案件には入札できませんので予めご了承ください。